



2023年10月17日

各 位

会社名 ベイシス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 吉村 公孝  
(コード番号:4068 東証グロース)  
問合せ先 取締役経営管理部長 高野 竜介  
(TEL. 03-6435-9907)

### 譲渡制限付株式報酬としての新株発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬として新株発行（以下、「本新株発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 発行の概要

(1) 払込期日	2023年11月16日
(2) 発行する株式の種類及び総数	当社普通株式 541株
(3) 発行価額	1株につき1,575円
(4) 発行総額	852,075円
(5) 割当予定先	当社取締役（社外取締役を除く。） 4名 541株
(6) その他	該当事項はありません。

#### 2. 発行の目的及び理由

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「割当対象者」といいます。）が当社株式を所有することで経営参画意識を高め、当社企業価値の持続的な向上を目指すと共に、株主の皆様と一層の価値共有を進める事で、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを、2022年8月26日の取締役会で決議しております。

また、2022年9月29日開催の第22期定時株主総会において、対象取締役に対する譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、年額100百万円以内とすること、及び対象取締役に対して発行又は処分する当社の普通株式の総数は年8,000株以内及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として、払込期日から3年間とすること等につき、ご承認をいただいております。

その上で、当社は、本日開催の取締役会の決議により、本制度の目的、当社の業績その他諸般の事情を勘案し、割当対象者4名に対し、金銭報酬債権合計852,075円（以下、「本金銭報酬債権」といいます。）を支給することを決議し、同じく本日開催の取締役会において、本制度に基づき、割当予定先である割当対象者4名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することにより、当社の普通株式541株（以下、「本割当株式」といいます。）を発行することを決議いたしました。

#### <株式割当契約の概要>

当社は、割当対象者との間で個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

2023年11月16日から2026年11月15日まで

割当対象者は、上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものとします。

(2) 譲渡制限の解除条件

割当対象者が本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの間、継続して当社又は当社子会社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、割当対象者が、本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの間、正当な理由により退任又は退職等した場合、払込期日の直前の当社の定時株主総会を含む月の翌月から、退任又は退職等した日を含む月までの月数を12で除した数に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数（但し、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）の株式について、譲渡制限を解除いたします。

(3) 無償取得事由

割当対象者が、本譲渡制限期間中、正当な理由によらず退任又は退職等した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から当該承認の日（以下、「組織再編等承認日」といいます。）を含む月までの月数を12で除した数に、組織再編等承認日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数（但し、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）について、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除いたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) 株式の管理

割当対象者は、みずほ証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものといたします。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、取締役会の直前営業日（2023年10月16日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,575円としております。これは、当社取締役会の決議直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

4. 支配株主との取引等に関する事項

本新株発行の割当を受ける対象取締役のうち、当社代表取締役社長の吉村公孝氏は、同氏の資産管理会社であるワイズマネージメント株式会社が保有する株式数も含め、当社の議決権の61.66%（2023年6月30日現在）を保有する株主であるため、本新株発行は支配株主との取引等に該当いたします。

(1) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本新株発行は、法令及び諸規則等で定められた規定並びに手続きに従って行っています。また、払込金額の決定方法をはじめとする発行内容及び条件についても、上記「2. 発行の目的及び理由」に記載のとおり、譲渡制限付株式報酬として、一般的な内容及び条件から逸脱するものではなく、適正なものです。加えて、利益相反を回避するため、支配株主である当社代表取締役社長の吉村公孝氏は、本新株発行にかかる取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

(2) 少数株主にとって不利益なものではないことに関する意見

本新株発行の内容及び条件の妥当性については、当社の取締役会において審議のうえ、本日付けで取締役会決議を行っています。当該取締役会決議に際して、支配株主と利害関係のない社外監査役及び社外取締役の全員より、2023年10月10日付で本新株発行に係る「答申書」を得ており、当該答申書において、以下のとおり、取引の目的、手続きの妥当性、対価の公正性、希薄化の影響、上場会社の企業価値向上等の観点から総合的に検討を行った結果、本新株発行にかかる決定は少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を得ております。

- ① 本新株発行によって、対象取締役に企業価値向上に向けた新しいインセンティブが付与され、対象取締役と株主との一層の価値共有が進み、当社の企業価値の拡大が期待されること。
- ② 本新株発行のための取締役会の審議及び決議には、利益相反回避するため、支配株主に該当する取締役は参加せず、これにより取締役会の意思決定の公正性が確保されていること。
- ③ 本新株発行は、当初より予定されていた期日に開催された取締役会決議の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値を払込価額としており、恣意性が排除された公正な発行価額によるものであること。
- ④ 本新株発行は、2022年9月29日開催の定時株主総会において決議された内容の範囲内で行われるものであり、一般的な内容及び条件から逸脱するものではなく適正なものであると確認されていること。

(3) コーポレート・ガバナンス報告書との適合状況

2023年9月29日付「コーポレート・ガバナンス報告書」で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は、以下のとおりです。本新株発行は以下の指針に基づいて決定いたしました。

「当社は支配株主との取引を原則として行わない方針であります。取引を検討する場合、少数株主の利益を損なわないよう、取引の理由やその必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について、取締役会において十分に審議のうえ意思決定をし、それが適正な職務権限と判断のもと業務が執行されたかについては、監査役監査を通じて適正性を確保することにより、少数株主の保護に努めてまいります。」

本新株発行は、上記「(1) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項」及び「(2) 少数株主にとって不利益なものではないことに関する意見」に記載の措置を講じており、適正なものであって、上記指針に適合しているものと考えております。

以 上